

旭川医科大学病院臨床研究支援センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院臨床研究支援センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院臨床研究支援センター運営委員会規程（平成27年旭医大達第10号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) センター長	(1) センター長
(2) 副センター長	(2) 副センター長
(3) 研究推進本部長	(3) 研究推進本部長
(4) 臨床医学講座の教授 2人（内科系及び外科系から各1人とする。）	(4) 臨床医学講座の教授 2人（内科系及び外科系から各1人とする。）
(5) 基礎医学講座の教授 1人	(5) 基礎医学講座の教授 1人
(6) 看護学科の教授 1人	(6) 看護学科の教授 1人
(7) 臨床検査・輸血部長	(7) 臨床検査・輸血部長
(8) 薬剤部長	(8) 薬剤部長
(9) 看護部長又は副看護部長のうちから1人	(9) 看護部長又は副看護部長のうちから1人
(10) <u>会計課長</u>	(10) <u>研究支援課長</u>
(11) <u>研究・学術情報課長</u>	(11) <u>会計課長</u>

(12) 医療支援課長

(13) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号から第6号まで及び第9号, 第13号の委員は, 病院長が委嘱する。

(略)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は, 研究・学術情報課において処理する。

(略)

附 則

この規程は, 令和7年6月6日から施行し, 令和7年4月1日から適用する。

**【改正理由】**

事務局組織の改組に伴い, 所要の改正を行うものである。

(12) 医療支援課長

(13) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号から第6号まで及び第9号, 第13号の委員は, 病院長が委嘱する。

(略)

(庶務)

第8条 委員会の庶務は, 研究支援課において処理する。

(略)